

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株式会社T-Flap

目 次

規 則

- 規則第3号 宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（年金医療課）…2
- 規則第4号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（年金医療課）…2

告 示

- 告示第25号 市道路線の認定……………（建設総務課）…3
- 告示第26号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…3
- 告示第27号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第28号 市道路線の廃止……………（建設総務課）…3
- 告示第29号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第1号 選挙人名簿の登録を行う日……………3

公 営 企 業

- 告示第1号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………4
- 公告第4号 京都府木津川流域関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の事業計画変更案の縦覧……………4

規則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年2月14日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第3号

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成30年宇治市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第16条を第20条とし、第10条から第15条までを4条ずつ繰り下げ、第9条の前の見出しを削り、同条を第13条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）」を付し、第8条の次に次の4条を加える。

第9条 条例別表第1の重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- (3) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1の老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第11条 条例別表第1の重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の変更に関する事務

第12条 条例別表第1の子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第20条の次に次の4条を加える。

第21条 条例別表第2の中欄に掲げる重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる医療保険給付関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者等の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者等資格関係情報」という。）とする。

- (1) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第22条 条例別表第2の中欄に掲げる老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる医療保険給付関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報とする。

- (1) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実の審査に関する事務
- (2) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第23条 条例別表第2の中欄に掲げる重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる医療保険給付関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請をした者に係る医療保険被保険者等資格関係情報とする。

- (1) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の申請に係る事実の審査に関する事務
- (2) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の変更に係る事実についての審査に関する事務

第24条 条例別表第2の中欄に掲げる子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる医療保険給付関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報とする。

- (1) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実の審査に関する事務
- (2) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

附則

この規則は、宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宇治市条例第20号）の施行の日から施行する。

（掲示済）

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行

期日を定める規則を、ここに公布する。

令和7年2月14日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第4号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宇治市条例第20号）の施行期日は、令和7年2月17日とする。

（掲示済）

に供します。

縦覧期間 令和7年2月28日から14日間

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小倉町227号線	小倉町西山55番地の14 小倉町西山55番地の12	令和7年2月28日
伊勢田町227号線	伊勢田町遊田69番地の27 伊勢田町遊田69番地の39	令和7年2月28日



宇治市告示第25号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月28日から14日間

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
小倉町227号線	小倉町西山55番地の14 小倉町西山55番地の12	
伊勢田町227号線	伊勢田町遊田69番地の27 伊勢田町遊田69番地の39	

宇治市告示第26号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月28日から14日間

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
小倉町227号線	小倉町西山55番地の14 小倉町西山55番地の12	6.0 ~12.0	34.1	
伊勢田町227号線	伊勢田町遊田69番地の27 伊勢田町遊田69番地の39	6.0 ~12.5	69.3	

宇治市告示第27号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

宇治市告示第28号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月28日から14日間

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
横島町46号線	横島町十一100番地の1 横島町十一105番地		全部廃止

宇治市告示第29号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月28日から14日間

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
羽拍子町8号線	羽拍子町30番地の8 羽拍子町31番地の9	令和7年2月28日



宇治市選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録を行う日について

選挙人名簿の登録を行う日について、定時登録を行う日が地方公共団体の休日に当たるため、次のとおりとする。

令和7年2月13日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 令和7年3月1日を同月3日とする。

2 令和7年6月1日を同月2日とする。

（掲示済）

公 告 企 業

宇治市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和7年2月28日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和7年2月28日	木幡南山の一部、五ヶ庄上村の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
令和7年2月28日	宇治天神の一部、横島町大川原の一部、小倉町久保の一部、伊勢田町大谷の一部・北山の一部・南遊田の一部・若林の一部、広野町一里山の一部・大開の一部・東裏の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第4号

京都府木津川流域関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の事業計画変更案の縦覧について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、宇治市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宇治市長に意見書を提出することができます。

令和7年2月18日

宇治市長 松村 淳子

1 下水道の名称

京都府木津川流域関連宇治市公共下水道

2 予定処理区域

令和2年3月17日京都府告示第144号により協議を了した事業地に宇治市安田町鶴飼田及び五反坪並びに伊勢田町西遊田を追加した区域

3 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日 昭和58年12月9日

工事完成予定年月日 令和8年3月31日

4 事業計画の案の縦覧場所

宇治市上下水道部下水道計画課

5 縦覧期間

令和7年2月18日から3月4日まで

(掲示済)